

平成28年度における総合労働相談コーナー等における相談状況、及び「個別労働紛争解決制度」の運用状況について

岡山労働局では、平成28年度の「個別労働紛争解決制度」の運用状況をとりまとめました。

その概要は次のとおりです。

【ポイント】

- 岡山労働局内における総合労働相談件数は3年連続増加
- いじめ・嫌がらせに関する相談は6年連続トップ
- 妊娠等を理由とする不利益取扱いに係る相談150件

1. 総合労働相談件数	岡山局	16,229件	5.9%増
	(全国)	1,130,741件	9.3%増)
2. 民事上の個別労働紛争相談件数	岡山局	3,299件	1.3%増
	(全国)	255,460件	4.2%増)
3. 妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数	岡山局	150件	
	(全国)	14,116件)
4. 助言・指導申出件数	岡山局	69件	9.2%減
	(全国)	8,976件	0.6%増)
5. あっせん申請受理件数	岡山局	68件	18.1%減
	(全国)	5,123件	7.3%増)

※1 上記増減率については、平成27年度実績と比較したもの。

※2 妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数については、平成28年4月に組織見直しを行い、これまで雇用均等室において受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談についても総合労働相談コーナーにおいて一体的に対応するようになり、相談件数の計上方法についても変更を行ったことから、平成27年度以前とは単純比較できないため、増減率については省略した。

- **県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は16,229件(第1図)**
 平成20年度をピークに平成23年度まで減少を続け、平成23年度以降は1万3千件台を推移し、横ばい状況であったものの、平成26年度より増加に転じ、平成28年度においては3年連続の増加となる16,229件となった。
※ 平成28年度より、組織変更によって、総合労働相談コーナーにおいても均等3法に係る相談を取り扱っているため、総合労働相談件数については平成27年度までより統計対象が増えています。
 従前の統計対象では平成28年度は14,728件となります。
- **民事上の個別労働紛争に係る相談件数は3,299件(第1図)**
 相談件数全体の20.3%を占めている。パート・アルバイト・期間契約社員・派遣労働者の非正規労働者からの相談の割合が、全体の36.3%(1,199件)であり、平成24年度以降微増であるが増加傾向にある。(第2図)
 相談の内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが制度発足以降、増加し続けており、平成23年度より6年連続で最多となり、全相談に占める割合は29.3%となっている。(第3図、第4図)
- **妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数は150件(第5図)**
 妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は150件であった。(第5図)
 不利益取扱いの相談内容については、退職の強要や雇い止めなど、労働者が職を失う可能性のある相談が5割以上を占めている。(第6図)
- **助言・指導制度の受付件数69件(対前年度7件減、9.2%減)(第7図)**
 助言・指導の受付件数は前年度と比べ9.2%減少した。
 紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」、「自己都合退職」、「出向・配置転換」、「解雇」の順に多くなっている。(第8図)
 28年度に処理終了した助言・指導事案については、受付日から10日以内に100%助言・指導を実施している。
- **あっせん受理件数は68件(対前年度15件減、18.1%減)(第9図)**
 あっせん受理件数は前年度と比べ18.1%減少した。
 紛争内容としては、「解雇」「いじめ・嫌がらせ」、「退職勧奨」、「出向・配置転換」、「労働条件引き下げ」の順に多くなっている。(第10図)
 あっせんが開催された事案は、1か月以内に59.5%、2か月以内に100%処理を終了している。
- ※ 「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委託して行う「あっせん」の3つの方法があります。
 近年、個別労働紛争の内容は複雑・多様化しているなかで、当該制度は、平成13年10月の法律施行以降15年目を迎え、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されています。

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

総合労働相談コーナー 岡山県内 7か所

平成28年度 総合労働相談件数
16,229件、3年連続の増加
うち、

○法制度の問い合わせ
9,605件

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの
2,229件

○民事上の個別労働紛争相談件数
3,299件

【内訳】 ①いじめ・嫌がらせ 1,132件
※1 ②解雇 502件
③自己都合退職 459件

情報提供
連携

関係機関

○岡山県
○裁判所
○法テラス 等

取次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所等

関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

労働局長による助言・指導

○申出件数(69件)

【内訳】 ①いじめ・嫌がらせ 19件
※1 ②自己都合退職 7件
③出向・配置転換 7件

申請

7件

○処理件数(70件) ※2
解決したもの 37件
未解決(一定の改善あり) 10件
未解決(改善なし) 23件

紛争調整委員会によるあっせん

○申出件数(68件)

【内訳】 ①解雇 23件
※1 ②いじめ・嫌がらせ 21件
③退職勧奨 11件

○処理件数(74件) ※2
合意成立 28件
打切り(不参加) 20件
打切り(不参加以外) 23件
取下げ 3件

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

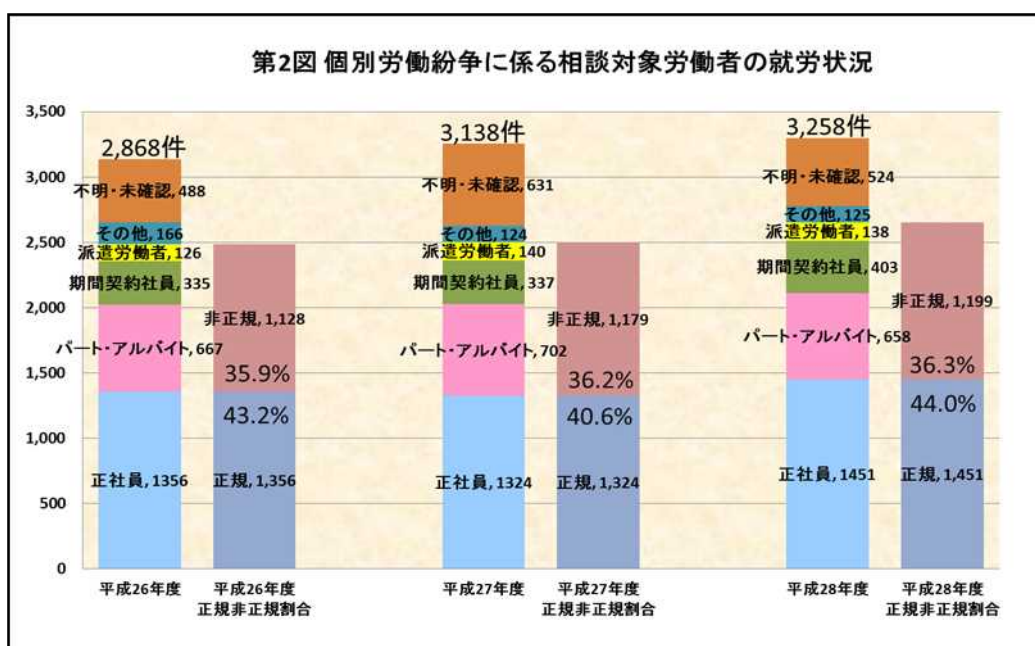
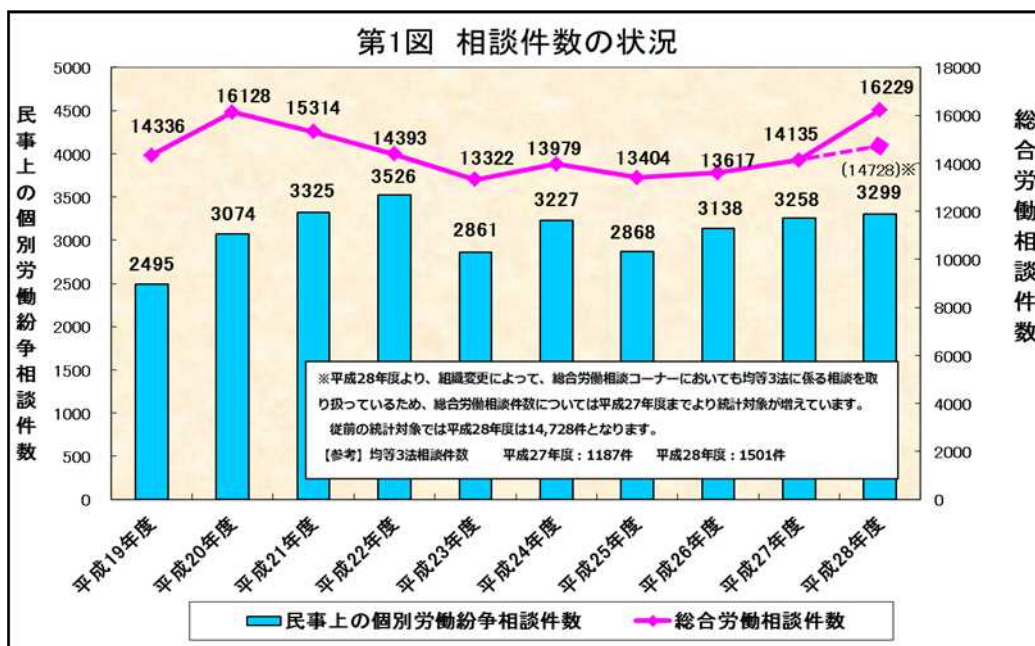
平成28年度個別労働紛争解決制度の運用状況

1 総合労働相談

岡山労働局では、労働局を始め全ての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところである。平成28年度においては3年連続の増加となる16,229件となった。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,299件であり、平成27年度比で、41件、1.3%増加した。

パート・アルバイト・期間契約社員・派遣労働者の非正規労働者からの相談の割合が、全体の36.3%(1,199件)であり、平成24年度以降微増であるが増加傾向にある。(第2図)

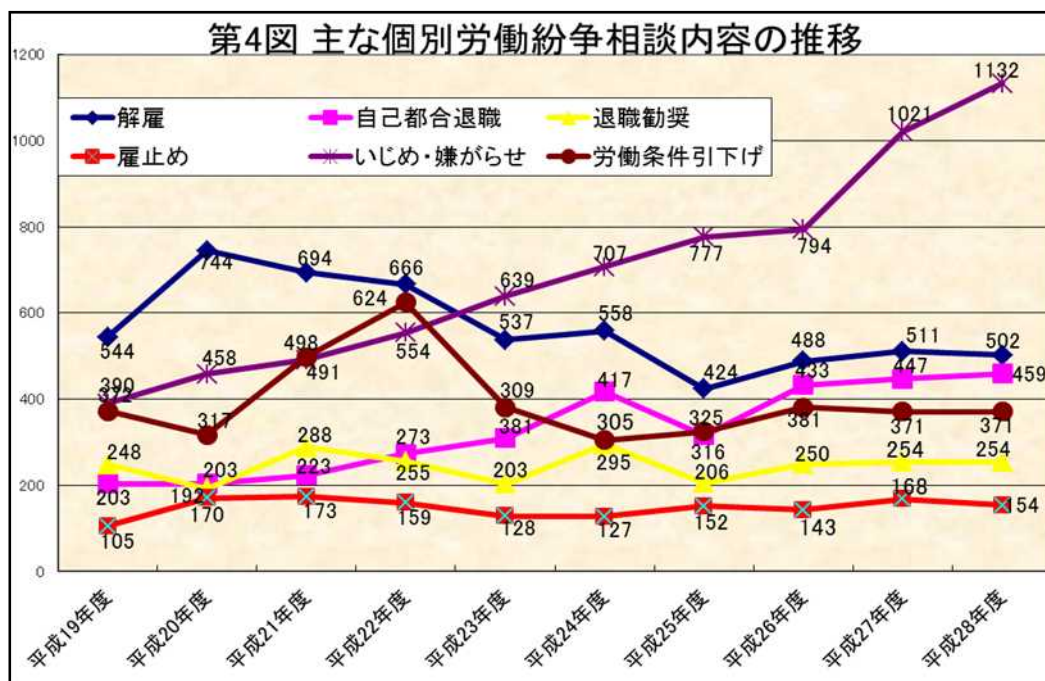
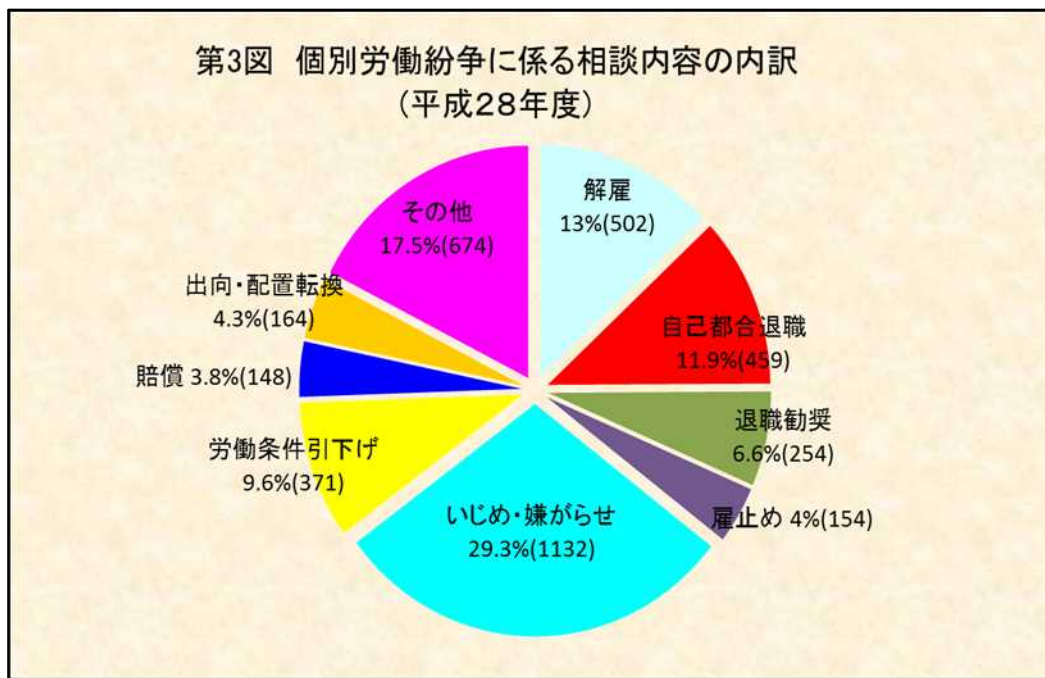


2. 個別労働紛争相談の状況

平成28年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに係る相談が最も多く全体の29.3%であり、次いで解雇(13.0%)、自己都合退職(11.9%)、労働条件引き下げ9.6%となっている。

いじめ・嫌がらせに係る相談が、平成23年度より6年連続で最多となった。解雇に係る相談はほぼ横ばい状態となっている。自己都合退職に係る相談※が平成26年度以降、微増ではあるが増加傾向にある。

※自己都合退職に係る相談とは、労働者が自己都合による退職を申し出たことに付随する紛争及び労働者自身は退職を望んでいないが自己都合退職として辞めさせられたとする紛争に関するもの。



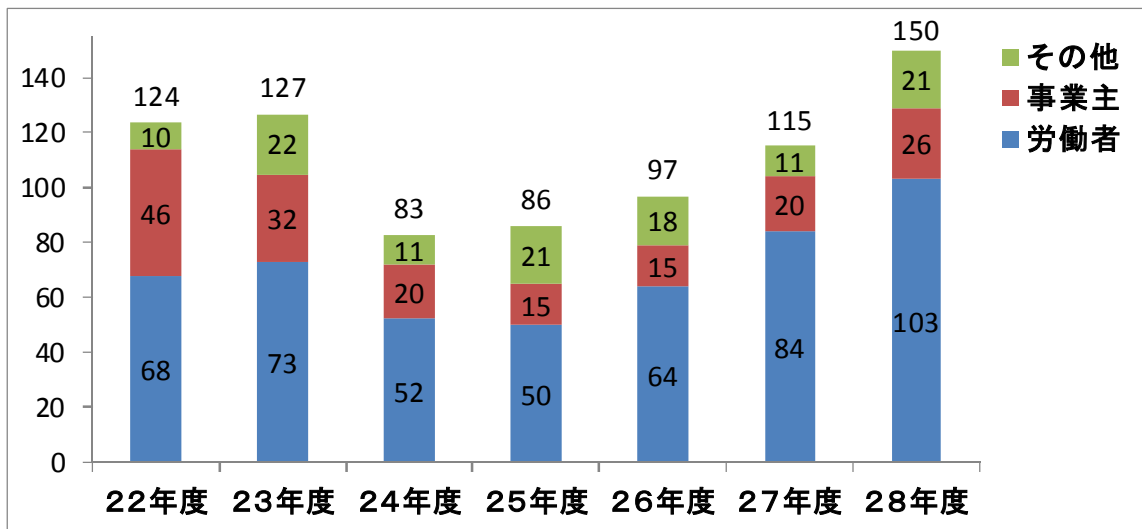
3.妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数の推移

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに係る相談は150件であった。不利益取扱いの相談内容については、退職の強要や雇い止めなど、労働者が職を失う可能性のある相談が5割以上を占めている。

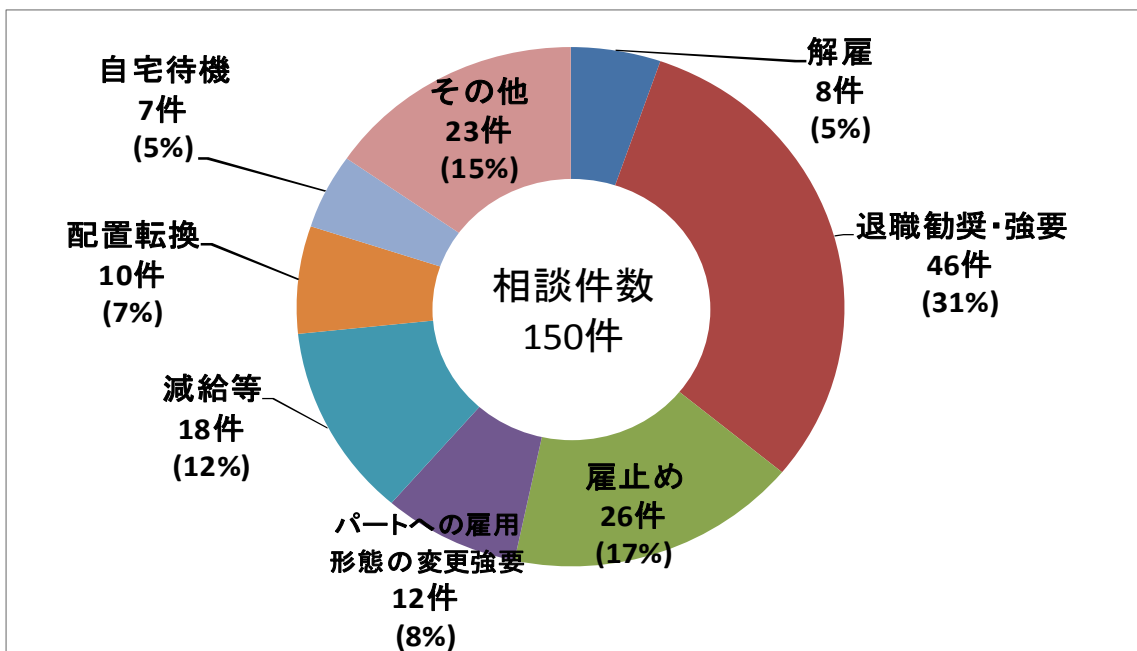
※ 相談件数についての留意事項

平成28年4月に都道府県労働局の組織見直しを行い、雇用環境・均等部(室)を設置した。雇用環境・均等部(室)では、これまで雇用均等室において受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、に関する相談と併せて総合労働相談コーナーで受け付けていた個別労働紛争に関する相談も一体的に対応するようになった。このため、相談を受け付けるに当たり、相談件数の計上方法についても変更を行ったことから、平成27年度以前とは単純比較できない。

第5図 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談件数の推移



第6図 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談内容の内訳

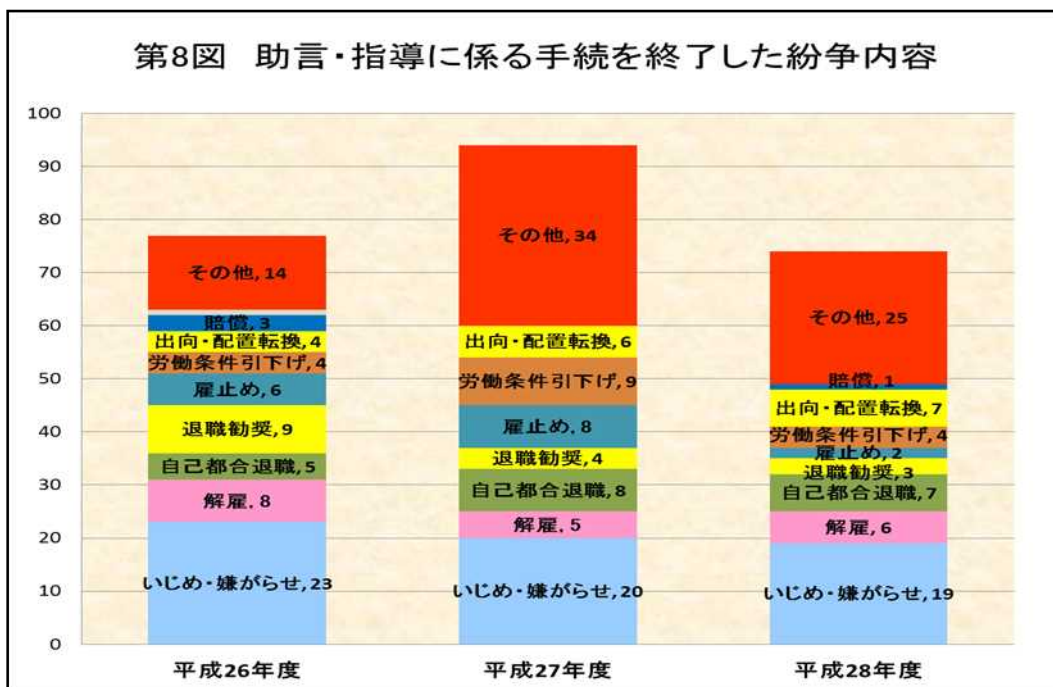
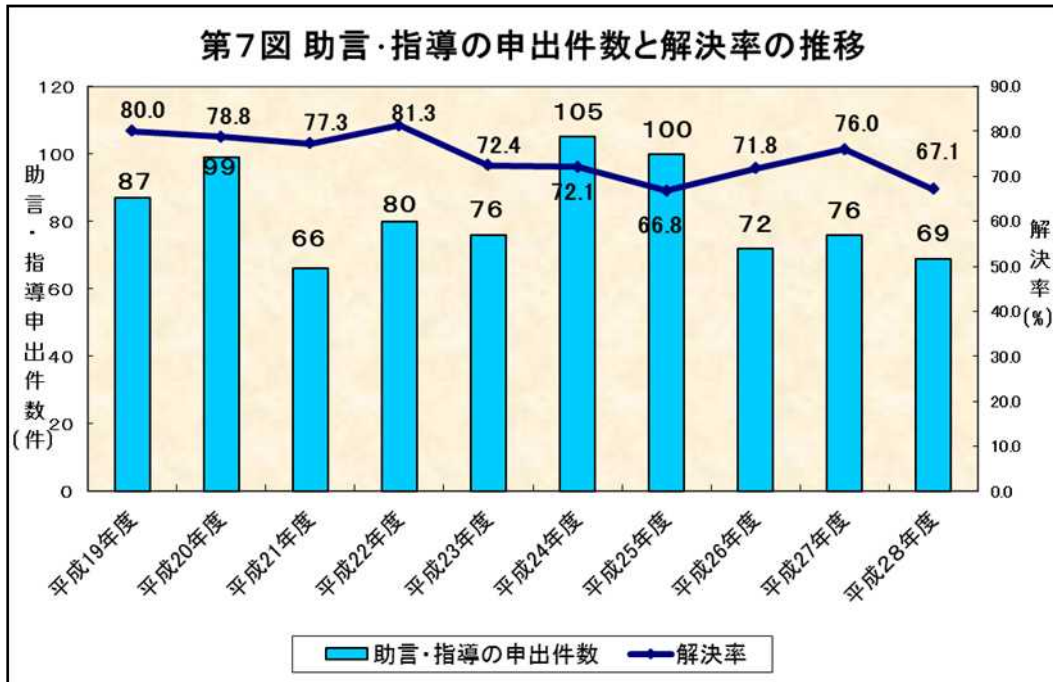


4. 助言・指導の状況

平成28年度の助言・指導制度の受付件数は69件と平成27年度と比べ7件減少した。

紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」、「自己都合退職」、「出向・配置転換」、「解雇」の順に多くなっている。

28年度に処理終了した助言・指導事案については、受付日から10日以内に100%助言・指導を実施している。



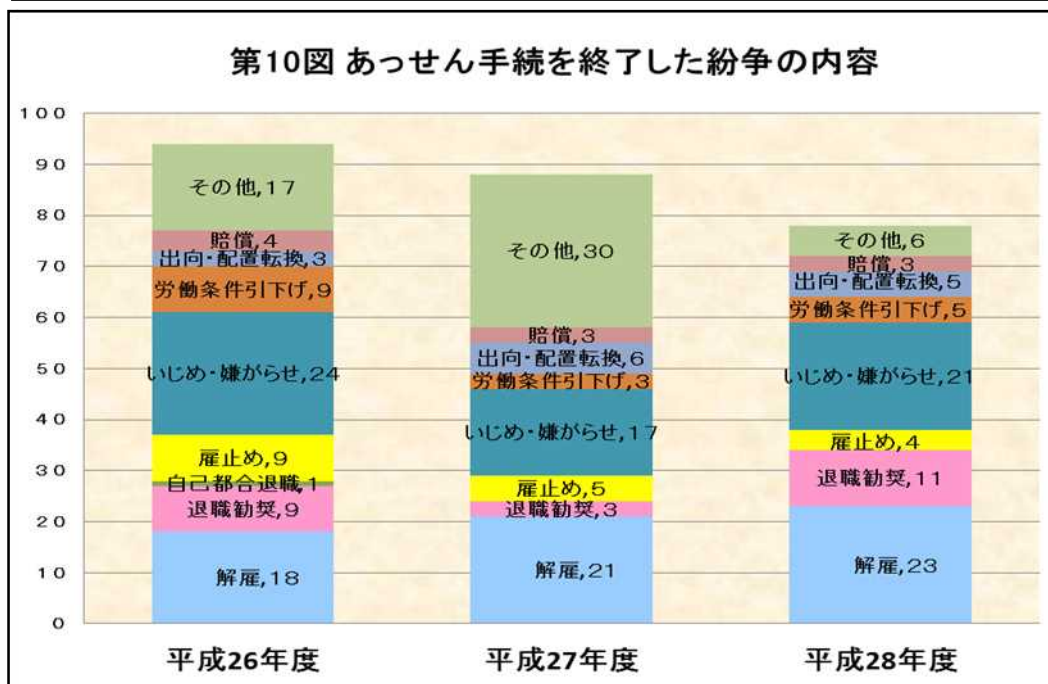
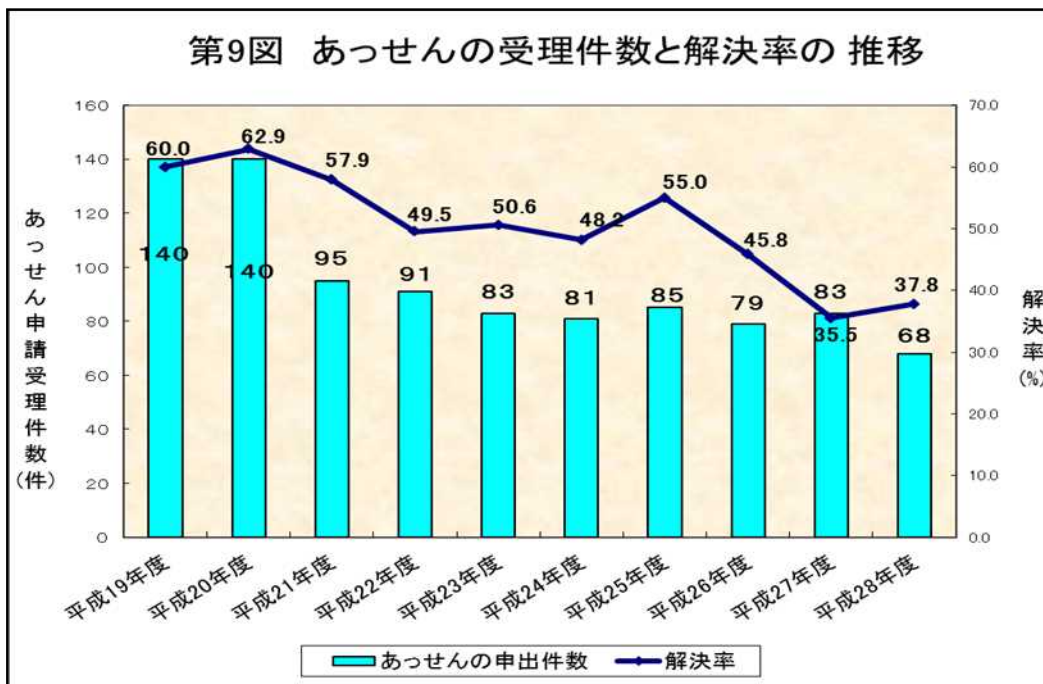
※当該年度に助言・指導処理が終了した件数を計上。助言・指導申立て事項が複数の紛争内容にわたる場合があるため、紛争の内容件数と助言・指導申出件数は一致しないことがある。

5. あっせんの状況

平成28年度のあっせん受理件数は68件と、平成27年と比べると5件減(18.1%減)(第9図)となっている。

紛争内容としては、「解雇」「いじめ・嫌がらせ」、「退職勧奨」、「出向・配置転換」、「労働条件引き下げ」の順に多くなっている。(第10図)

あっせんが開催された事案は、1か月以内に59.5%、2か月以内に100%処理を終了している。



※当該年度にあっせん処理が終了した件数を計上。あっせん申請が複数の紛争内容にわたる場合があるため、紛争の内容件数とあっせん受理件数は一致しないことがある。